

普通預金

(2023年1月4日)

1. 商品名	普通預金
2. ご利用いただける方	○個人、法人及び法人格のない団体のお客さま
3. お預入期間	○定めはございません。
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	○随時お預入いただけます。(ATMでのお預入も可能です。) ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○随時払い戻します。(キャッシュカードによるATMでの払い戻しも可能です。)
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	○毎日の店頭表示の利率を適用します。金利情勢により変動します。 ○毎年2月と8月の当行所定の日及び解約時にお支払いします。 ○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円、1年を365日とした日割により計算します。 ○お利息については、お客さまが居住者である個人の場合は2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税金が源泉徴収されます。内国法人の場合は2016年1月1日から2037年12月31日までの22年間のお受取に際し、15.315%(所得税および復興特別所得税15.315%)の税金が源泉徴収されます。また、居住者である個人のお客さまについては源泉分離課税、内国法人のお客さまについては総合課税となります。 障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取扱いも可能です。 ○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。
7. 手数料	○キャッシュカードによる取引は、ご利用時間・お取引内容に応じてご利用手数料がかかる場合があります。詳しくは当行ホームページにて「手数料一覧」の「ATM利用手数料」の欄をご覧ください。
8. 付加できる解約に関する事項	○定めはございません。
9. 中途解約時のお取扱い	○定めはございません。
10. 付加できる特約事項	○公共料金等の自動支払い及び給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りが可能です。 ○総合口座通帳をご利用の個人のお客さまについては、総合口座取引規定に基づき当座貸越のお取扱いが可能です。 (定期預金を担保とする場合、貸越限度額は担保定期預金の90%以内で最高300万円、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せ)

	した利率になります。)
11. 当行が契約している指定 紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで。
12. その他参考となる事項	○総合口座取引は、個人のお客さま1人1口座に限定させていただきます。 ○この預金は、預金保険制度による全額保護の対象となります。 (ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1預金者につき1,000万円までの元金とその利息が保護されます。)